

警報・交通機関運休の場合の授業および試験の取扱いについて

下記下線部が追加変更となりました。

記

阪神、播磨南東部、播磨南西部のいずれかの地域（北播丹波、播磨北西部、淡路島は対象外）に暴風警報または特別警報（大雨暴風 高潮 波浪 暴風雪 大雪）が発令された場合は下表のとおりとする。

なお、阪神、播磨南東部、播磨南西部のすべての地域で暴風警報・特別警報が発令されていないが、学生の居住地に暴風警報、特別警報が発令されている場合は平常どおり授業を行うが、その居住地から通学をする学生については通学困難理由書兼欠席届を提出することで欠席扱いとしない。

次の交通機関が運休の場合は下表のとおりとする。

- ・神戸新交通ポートアイランド線
三宮駅～みなとじま駅間が運休した場合
- ・JR 西日本（姫路～大阪駅間の全部又は一部の区間）、阪急神戸線、阪神本線（山陽電鉄・神戸高速鉄道区間を含む）のうち、2線以上が同時に運休した場合

解除・発令時刻	授業・試験開始時限
午前 <u>6時30分</u> 現在、発令されている	1・2時限を休講
午前 <u>10時30分</u> 現在、解除されている	3時限目より実施
午前 <u>10時30分</u> 現在、発令されている	3時限目以降を休講
午前 <u>6時30分</u> 以降に発令された場合	その時点より休講（ただし、試験開始後の場合は、原則としてその試験は実施する）とする。